

二千年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約

二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約

この条約の締約国は、

政府及び権限のある国際機関による科学的研究及び調査が、船舶に使用される特定の防汚方法が生態学上及び経済的に重要な海洋生物に対し毒性に基づく相当な危険をもたらすこと及びその他の慢性の影響を及ぼすこと並びに影響を受けた海産食物の消費の結果として人の健康が害されるおそれがあることを示していることに留意し、

特に、殺生物剤として有機スズ化合物を使用する防汚方法についての重大な懸念に留意し、及びこのような有機スズ環境への流入を段階的に無くさなければならぬことを確信し、

千九百九十二年の国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ二十一第十七章が、各国に対し、防汚方法に使用される有機スズ化合物により生ずる汚染を軽減するための措置をとるよう要請していることを想起し、

また、千九百九十九年十一月二十五日に国際海事機関の総会で採択された決議A八九五⁽²¹⁾が、同機関の海

洋環境保護委員会（MEPC）に対し、防汚方法により生ずる有害な影響を緊急に処理を要する事項として取り扱うための法的拘束力のある国際的な文書の迅速な作成に向けて努力するよう要請していることを想起し、

環境及び開発に関するリオ宣言の原則15及び千九百九十五年九月十五日にMEPCで採択された決議MEPC六七(37)に規定する予防的な取組方法に留意し、

防汚方法により生ずる悪影響から海洋環境及び人の健康を保護することの重要性を認識し、

また、船舶の表面に生物が付着することを防止するための防汚方法の使用が、効率的な商取引及び海運にとり並びに有害な水生生物及び病原体のまん延を防止するために決定的に重要であることを認識し、

さらに、効果的かつ環境上安全な防汚方法の開発を引き続き行うこと及び有害な方法を有害性の一層低い方法又は、可能な場合には、無害な方法により代替することを促進することの必要性を認識して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

(1) 締約国は、防汚方法により生ずる海洋環境及び人の健康に対する悪影響を軽減し又は除去するため、こ

の条約を十分かつ完全に実施することを約束する。

(2) 附属書は、この条約の不可分の一部を成す。「この条約」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。

(3) この条約のいかなる規定も、いずれかの国が単独で又は共同して、国際法に反することなく、防汚方法により生ずる環境に対する悪影響を軽減し又は除去することについて一層厳しい措置をとることを妨げるものと解してはならない。

(4) 締約国は、この条約の有効な履行、遵守及び実施のために協力するよう努める。

(5) 締約国は、効果的かつ環境上安全な防汚方法の継続的な開発を奨励することを約束する。

第二条 定義

この条約の適用上、別段の明示の定めがない限り、

(1) 「主管庁」とは、その権限の下で船舶が運航している国の政府をいう。いずれかの国を旗国とする船舶に関しては、主管庁は、その国の政府とする。沿岸国が天然資源の探査及び開発について主権的権利を行使する当該沿岸国の海岸に接続する海底及びその下の探査及び開発に従事している固定され又は浮いてい

るプラットフォームに関しては、主管庁は、当該沿岸国の政府とする。

(2) 「防汚方法」とは、不要な生物の付着を抑制し又は防止するため船舶に使用される被覆、塗料、表面処理、表面又は装置をいう。

(3) 「委員会」とは、機関の海洋環境保護委員会をいう。

(4) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書 に定めるトン数の測度に関する規則又はこれを承継する条約に従って計算される総トン数をいう。

(5) 「国際航海」とは、ある国を旗国とする船舶が他の国の管轄の下にある港、造船所若しくは沖合の係留施設に向かつて又はこれらから航海することをいう。

(6) 「長さ」とは、千九百八十八年の議定書によって改正された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約又はこれを承継する条約に定義する長さをいう。

(7) 「機関」とは、国際海事機関をいう。

(8) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(9) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクッション

船、潜水船、浮遊機器、固定され又は浮いているプラットフォーム、浮いている貯蔵施設（FSU）及び浮いている生産貯蔵・取卸し施設（FPSO）を含む。

- (10) 「技術部会」とは、締約国、機関の加盟国、国際連合及びその専門機関、機関と取極を締結している政府間機関並びに機関と協議する地位にある非政府機関の代表者により構成される団体をいい、可能な場合には、防汚方法の分析に従事する研究機関及び試験所の代表者を含めるべきである。これらの代表者は、環境運命及び環境に及ぼす影響、毒物学上の影響、海洋生物学、人の健康、経済的分析、危険の管理、国際海運並びに防汚方法としての被覆技術に関する専門的知識又は包括的な提案を専門的な見地から客観的に検討するために必要なその他の分野の専門的知識を有するものとする。

第三条 適用

- (1) この条約は、この条約に別段の定めがない限り、次のものに適用する。
- (a) 締約国を旗国とする船舶
 - (b) 締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているもの
 - (c) 締約国の港、造船所又は沖合の係留施設に入る船舶のうち(a)又は(b)に規定する船舶のいずれにも該当

しないもの

- (2) この条約は、軍艦、軍の補助艦又は締約国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。もっとも、締約国は、自国が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの条約に即して行動することを確保する。
- (3) 締約国は、この条約の締約国でない国の船舶に対し、一層有利な取扱いがそれらの船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じてこの条約の規定を適用する。

第四条 防汚方法に関する規制

- (1) 締約国は、附属書一の規定に従って、次のことを禁止し又は制限する。
 - (a) 前条(1)(a)又は(b)に規定する船舶に関する有害な防汚方法の施用、再施用、設置又は使用
 - (b) 締約国の港、造船所又は沖合の係留施設にある間の前条(1)(c)に規定する船舶に関する有害な防汚方法の施用、再施用、設置又は使用

また、締約国は、これらの船舶が附属書一の規定に適合することを確保するため効果的な措置をとる。

(2) この条約の効力発生の後附属書一の改正により規制される防汚方法を有する船舶は、規制の早期履行を正当化するような例外的な事情があると委員会が決定する場合を除くほか、その防汚方法の予定された次の更新時まで（いかなる場合にも施用の後六十箇月を超えない期間とする）、その防汚方法を維持することができる。

第五条 附属書一に関連して生ずる廃棄物の規制

締約国は、国際的な規則、基準及び要請を考慮して、附属書一の規定により規制される防汚方法の施用又は除去により生ずる廃棄物が、人の健康及び環境を保護するため、安全かつ環境上適正な方法で収集され、取り扱われ、処理され及び処分されることを要求する適当な措置を自国の領域内でとる。

第六条 防汚方法に関する規制の改正を提案するための手続

(1) 締約国は、この条の規定に従って附属書一の改正を提案することができる。

(2) 当初の提案は、附属書二の規定により必要とされる情報を含むものとし、機関に提出される。機関は、提案を受領した場合には、当該提案につき、締約国、機関の加盟国、国際連合及びその専門機関、機関と取極を締結している政府間機関並びに機関と協議する地位にある非政府機関の注意を喚起するものとし、

これらの締約国等が当該提案を入手することができるようにする。

- (3) 委員会は、当初の提案に基づき、問題となっている防汚方法について一層詳細な検討が必要であるか否かを決定する。委員会は、更なる検討が必要であると決定した場合には、提案を行う締約国に対し、附属書二の規定により必要とされる情報を含む包括的な提案を委員会に提出するよう求める。ただし、当初の提案が同附属書の規定により必要とされるすべての情報を含むときは、この限りでない。深刻又は回復不可能な損害のおそれがあると委員会が認める場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、当該提案の評価を先に進めるための決定を行わない理由としてはならない。委員会は、次条の規定に従って技術部会を設置する。

- (4) 技術部会は、関心を有する主体が提出した追加的な資料とともに包括的な提案を検討し、並びに目標外の生物又は人の健康に対し悪影響を及ぼす不当な危険の可能性があり、附属書一の改正を必要とすることを当該提案が証明しているか否かを評価し及び委員会に報告する。このことに関し、

- (a) 技術部会の検討には、次の事項を含める。
- (i) 問題となっている防汚方法と環境若しくは人の健康において認められた関連する悪影響（影響を受

- けた海産食物の消費を含むが、これに限定されない。)又は附属書二に規定する資料及び明らかとなったその他の関係資料に基づく管理された研究により認められた関連する悪影響との間の関連についての評価
- (ii) 提案された規制措置その他技術部会が検討する規制措置によって潜在的な危険が減少することについての評価
- (iii) 規制措置の技術的実行可能性及び提案の費用対効果に関する利用可能な情報についての検討
- (iv) 規制措置の導入により生ずるその他の影響に関する利用可能な情報であつて次の事項に関するものについての検討
- 環境(不活動により生ずる損失及び大気の質に及ぼす影響を含むが、これらに限定されない。)
- 造船所における健康及び安全(例えば、造船所の労働者に及ぼす影響)
- 国際海運その他関連する部門に与える損失
- (v) 適当な代替的防汚方法の利用可能性についての検討(代替的防汚方法が有する潜在的な危険についての検討を含む。)

- (b) 技術部会の報告は、書面によるものとし、(a)に規定する評価及び検討をそれぞれ考慮する。ただし、技術部会が、(a)(i)に規定する評価の後に提案を更に検討する必要はないと決定した場合において、(a)(ii)から(v)までに規定する評価及び検討を先に進めないことを決定するときは、この限りでない。
- (c) 技術部会の報告には、特に、この条約に基づく国際的な規制が、問題となつて防汚方法にとって必要であるか否か、包括的な提案に示された特定の規制措置が適当であるか否か、又は技術部会が一層適当と信ずるその他の規制措置についての勧告を含める。
- (5) 技術部会の報告は、委員会による審議に先立って、締約国、機関の加盟国、国際連合及びその専門機関、機関と取極を締結している政府間機関並びに機関と協議する地位にある非政府機関に対し回章に付する。委員会は、適当な場合には、技術部会の報告を考慮して、附属書一を改正するための提案及びその修正を承認するか否かを決定する。報告が深刻又は回復不可能な損害のおそれがあると認める場合には、科学的な確実性が十分でないことのみをもって、ある防汚方法を同附属書に記載する決定を行わない理由としてはならない。同附属書の改正案は、委員会により承認された場合には、第十六条(2)(a)の規定に従つて回章に付する。提案を承認しないとの決定は、新たな情報が明らかとなつた場合において、特定の防汚方法に

関する新たな提案を将来提出することを妨げるものではない。

- (6) 締約国のみが、(3)及び(5)に規定する委員会が行う決定に参加することができる。

第七条 技術部会

- (1) 委員会は、包括的な提案を受領した場合には、前条の規定に従って技術部会を設置する。委員会は、同時に又は連続して二以上の提案を受領した場合には、必要に応じ、一又は二以上の技術部会を設置することができる。

- (2) 締約国は、技術部会の審議に参加することができるものとし、また、自国が利用可能な関連の専門的知識を参照すべきである。

- (3) 委員会は、技術部会の権限、組織及び運営について決定する。この権限に関しては、提出されることのある秘密の情報の保護についても定める。技術部会は、必要に応じ会合を開催することができるが、書面若しくは電子的手段による通信又はその他の適当な方法によりその作業を行うよう努める。

- (4) 締約国の代表のみが、前条の規定に従って委員会に対する勧告を作成することに参加することができる。技術部会は、締約国の代表の間で全会一致を得るよう努める。全会一致が不可能である場合には、技術部

会は、締約国の代表の少数意見を報告する。

第八条 科学的及び技術的研究並びに監視

- (1) 締約国は、防汚方法により生ずる影響に関する科学的及び技術的研究並びにこれらの影響の監視を促進し及び容易にするため適当な措置をとる。特に、これらの研究には、防汚方法により生ずる影響に関する観察、測定、試料採取、評価及び分析を含めるべきである。

- (2) 締約国は、この条約の目的を達成するため、次の事項に関連する情報を要請する他の締約国がそれらの情報を利用することができるようにすることを促進する。

- (a) この条約の規定により行われる科学的及び技術的活動
- (b) 海洋科学及び海洋技術に関する計画及びそれらの目的
- (c) 防汚方法に関連する監視及び評価の計画から観察された影響

第九条 情報の送付及び交換

- (1) 締約国は、次のものを機関に送付することを約束する。
- (a) 防汚方法の規制に関する事項についてこの条約に基づき当該締約国に代わって行動する権限を与えら

れた指名された検査員又は認定された団体の一覧表（締約国の職員が了知するようすべての締約国に対し回章に付するため送付する。）。主管庁は、指名した検査員又は認定した団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を機関に通報する。

(b) 国内法により承認され、制限され又は禁止された防汚方法に関する情報（毎年送付する。）

(2) 機関は、(1)の規定により送付された情報を適当な手段によって利用可能なものとする。

(3) 締約国は、自国が承認し、登録し又は許可した防汚方法に関し、その決定の基礎となった関連する情報（附属書三に規定する情報その他防汚方法の適当な評価の実施に適する情報を含む。）を要請する締約国に対し、当該情報を提供し、又は提供するように当該防汚方法の製造者に要求する。ただし、法律によって保護されるいかなる情報も提供してはならない。

第十条 検査及び証明

締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶が附属書四に定める規則に従って検査され及び証明されることを確保する。

第十一条 船舶の監督及び違反の発見

(1) この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、締約国の港、造船所又は沖合の係留施設において当該締約国から権限を与えられた職員による監督を受けることがある。この監督は、船舶がこの条約に違反していると認める明確な根拠がある場合を除くほか、次の事項に限られる。

(a) 船内に有効な国際防汚方法証書又は防汚方法に関する宣言書を備えていることが必要とされる場合において、その確認

(b) 防汚方法の保全性、構造又は運用に影響を与えない防汚方法に関する簡単な試料採取（機関が作成する指針（注）を考慮する。）。ただし、この試料採取の結果の処理に要する時間を船舶の移動又は出航を妨げるための根拠として使用してはならない。

注 指針は、別途作成される。

(2) 船舶がこの条約に違反していると認める明確な根拠がある場合には、機関が作成する指針（注）を考慮して、完全な監督を行うことができる。

注 指針は、別途作成される。

- (3) 船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、監督を行う締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、退去させ又は自国の港から排除するための措置をとることができる。この条約に適合していないことを理由として船舶に対してこれらの措置をとった締約国は、主管庁に直ちに通報する。
- (4) 締約国は、違反の発見及びこの条約の実施について協力する。締約国は、他の締約国から船舶がこの条約に違反して運航しているか又は運航していたという十分な証拠を付して調査を要請された場合には、当該船舶が自国の管轄の下にある港、造船所又は沖合の係留施設に入った時に当該船舶の調査を行うことができる。この調査についての報告は、この条約に基づいて適当な措置がとられるよう、当該調査を要請した締約国及び主管庁の権限のある当局に送付する。

第十二条 違反

- (1) この条約の規定のすべての違反は、違反が行われた場所のいかんを問わず、主管庁の法令により禁止され、かつ、処罰されるものとする。主管庁は、違反の通報を受けた場合には、調査を行うものとし、また、通報を行った締約国に対し、申し立てられた違反についての追加的な証拠を提出するよう要請することができる。当該主管庁は、申し立てられた違反につき司法的手続をとるために十分な証拠が存在すると

認めるときは、自国の法令に従ってできる限り速やかに司法的手続が行われるようにする。当該主管庁は、当該締約国及び機関に対し、とられた措置を速やかに通報する。当該主管庁は、情報を受領した後一年以内に措置をとらない場合には、当該締約国にその旨を通報する。

(2) 締約国の管轄権の範囲内におけるこの条約の規定のすべての違反は、当該締約国の法令により禁止され、かつ、処罰されるものとする。このような違反が行われた場合には、当該締約国は、次の措置のいずれかをとる。

- (a) 自国の法令に従って司法的手続が行われるようにすること。
 - (b) 自国の所有する当該違反に関する情報及び証拠を主管庁に提出すること。
- (3) この条の規定に基づき締約国の法令に定める罰については、場所のいかんを問わずこの条約の違反を防止するため十分に厳格なものとする。

第十三条 船舶の出航の不当な遅延又は抑留の回避

- (1) 前二条の規定の適用に当たっては、船舶を不当に抑留し又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。

- (2) 船舶は、前二条の規定により不当に抑留され又は不当に出航を遅延させられた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

第十四条 紛争解決

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関若しくは地域的取極の利用又は当事国が選択するその他の平和的手段により解決する。

第十五条 海洋に関する国際法との関係

この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約に反映されている国際慣習法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十六条 改正

- (1) この条約は、この条に定めるいずれかの手続に従って改正することができる。
- (2) 機関における審議の後の改正
- (a) 締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を締約国及び機関の加盟国に対し回章に付する。附

属書一の改正が提案された場合には、この条に規定する審議の前に、第六条の規定に従って処理される。

- (b) (a)の規定により提案されかつ回章に付された改正案は、審議のため委員会に付託する。締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため委員会の審議に参加する権利を有する。
- (c) 改正案は、委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。
- (d) (c)の規定に従って採択された改正は、受諾のため、事務局長が締約国に送付する。
- (e) 改正は、次に定めるところにより受諾されたものとみなす。
 - (i) この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二以上が事務局長に対し改正の受諾を通告した日に受諾されたものとみなす。
 - (ii) 附属書の改正は、採択の日の後十二箇月の期間が満了した時又は委員会が決定する他の日に受諾されたものとみなす。ただし、三分の一を超える締約国が改正に対する異議を事務局長に通告した場合には、当該改正は、受諾されなかったものとみなす。

- (f) 改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。
 - (i) この条約のいずれかの条の改正は、受諾する旨の宣言を行った締約国については、当該改正が(e)(i)の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。
 - (ii) 附属書一の改正は、すべての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、次の締約国については、この限りでない。
 - (1) (e)(ii)の規定により当該改正に対する異議を通告しかつ当該異議を撤回しなかつた締約国
 - (2) 当該改正の効力発生前に、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨を事務局長に通告した締約国
 - (3) この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、附属書一の改正はその受諾を事務局長に通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨の宣言を行った締約国
 - (iii) 附属書一以外の附属書の改正は、(e)(ii)の規定により当該改正に対する異議を通告しかつ当該異議を撤回しなかつた締約国を除くすべての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

- (g) (i) (f) (ii) (1) 又は (iii) の規定により異議を通告した締約国は、その後、改正を受諾する旨を事務局長に通告することができる。当該改正は、当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後六箇月で効力を生ずる。
- (ii) 締約国が、(f) (ii) (2) 又は (3) に規定する通告又は宣言を行い、改正についての受諾を事務局長に通告した場合には、当該改正は、当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後六箇月で効力を生ずる。
- (3) 会議による改正
- (a) 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。
- (b) 事務局長は、締約国会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。
- (c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われないう限り、(2) (e) 及び (f) に定める手続に従って、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。

- (4) 附属書の改正の受諾を拒否した締約国は、当該改正の適用上、締約国でない国として取り扱われる。
 - (5) 新たな附属書の追加は、この条約のいずれかの条の改正に適用される手続に従って、提案され及び採択され、かつ、効力を生ずる。
 - (6) この条の規定に基づく通告又は宣言は、事務局長に対し書面によって行う。
 - (7) 事務局長は、締約国及び機関の加盟国に対して次の事項を通報する。
 - (a) 効力を生ずる改正並びに当該改正が効力を生ずる日及び当該改正が各締約国について効力を生ずる日
 - (b) この条の規定に基づく通告又は宣言
- 第十七条 署名、批准、受諾、承認及び加入
- (1) この条約は、機関の本部において、二千二年二月一日から十二月三十一日までには署名のため、その後は加入のため、開放しておく。
 - (2) いずれの国も、次のいずれかの方法により締約国となることができる。
 - (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
 - (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

- (c) 加入すること。
- (3) 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。
- (4) この条約が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内のすべての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言するものとし、別の宣言を行うことによりいつでもこの宣言を修正することができる。
- (5) (4)に規定するいかなる宣言も、事務局長に対し通報されるものとし、この条約が適用される地域を明示する。

第十八条 効力発生

- (1) この条約は、二十五以上の国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の二十五パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が、前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

- (2) この条約の効力発生のための要件が満たされた日からこの条約の効力発生の日までの間にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
- (3) この条約の効力発生の日後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
- (4) この条約の改正が第十六条の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第十九条 廃棄

- (1) 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。
- (2) 廃棄は、事務局長に対して廃棄書を寄託することによって行われ、事務局長が当該廃棄書を受領した後一年で、又は当該廃棄書に明記された一年よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第二十条 寄託者

- (1) この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証謄本をこの条約に署名し又は加入したすべての国に送付する。
- (2) 事務局長は、この条約において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。
 - (a) すべての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。
 - (i) 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日
 - (ii) この条約の効力発生の日
 - (iii) この条約の廃棄書の寄託、その受領の日及び廃棄が効力を生ずる日
 - (b) この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付すること。

第二十一条 用語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千一年十月五日にロンドンで作成した。

附属書一 防汚方法に関する規制

防汚方法	規制措置	適用	効力発生日
防汚方法において殺生物剤として作用する有機スズ化合物	船舶は、防汚方法の欄に規定する化合物を施用せず又は再施用しないこと。	すべての船舶	二千三年一月一日
防汚方法において殺生物剤として作用する有機スズ化合物	船舶は、 (1) その船体、外部の部分及び表面に防汚方法の欄に規定する化合物を有しないこと、又は (2) この条約に違反した下層の防汚方法から浸出する防汚方法の欄に規定する化合物に対して障壁を形成する被覆を有する	すべての船舶（二千三年一月一日前に建造された固定され又は浮いているプラットフォーム、浮いている貯蔵施設及び浮いている生産貯蔵・取卸し施設であって、同日以後に乾ドックに入渠 <small>きよ</small> していないものを除く。）	二千八年一月一日

附属書二 当初の提案に関し必要とされる事項

(1) 当初の提案には、少なくとも次のものを含む適当な文書を含める。

- (a) 提案において取り扱われている防汚方法の特定（防汚方法の名称、有効成分の名称及び該当するケミカル・アブストラクツ・サービス登録番号（CAS番号）又は悪影響を及ぼす疑いがある防汚方法の構成要素）

- (b) (a)の防汚方法又はその変換された生成物が、環境中に検出されるような濃度で人の健康に対し危険をもたらし又は目標外の生物に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示唆する情報の記述及び評価（例えば、代表的な種に対する毒性の研究の成果又は生物蓄積性に関する資料）

- (c) (a)の防汚方法又はその変換された生成物の毒性を有する成分が目標外の生物、人の健康又は水質に対し悪影響を及ぼし得る濃度で環境において現われる可能性を裏付ける資料（例えば、水域、沈殿物及び生物相における残留性に関する資料、研究における若しくは実際の使用条件における処理された表面からの毒性を有する成分の放出率並びに入手可能な場合には監視に基づく資料）

- (2) (e) (d) (a)の防汚方法、関連する悪影響及び観察され又は予測される環境中の濃度の間の関連についての分析
 - (a)の防汚方法に係る危険性を減少させる上で効果的な制限の形態に関するとりあえずの勧告
- 当初の提案は、機関の規則及び手続に従って提出する。

附属書三 包括的な提案に関し必要とされる事項

- (1) 包括的な提案には、次のものを含む適当な文書を含める。
- (a) 当初の提案に記載された資料についての進展
 - (b) 提案の主題及び資料が作成された方法の特定又は詳細に応じて適用可能な(3)(a)から(c)までの分類に掲げる資料から得られる結果
 - (c) 提案において取り扱われている防汚方法により生ずる悪影響に関する研究の成果の概要
 - (d) 監視が実施されている場合には、船舶の通航に関する情報及び監視された地域の概要に関する情報を含む監視の結果の概要
 - (e) 利用可能なすべての環境運命媒介変数(可能な場合には、実験により決定されたもの)を使用して数学的モデルの応用により作成した環境上の又は生態学的な曝露ばくに関する入手可能な資料の概要及び環境中の濃度の予測値並びに当該数学的モデルの構築のための方法の特定又は詳細
 - (f) (c)の防汚方法、関連する悪影響及び観察され又は予測される環境中の濃度の間の関連についての評価

- (9) (f)に規定する評価における不確実性の程度に関する定性的説明
 - (h) (c)の防汚方法に係る危険性を減少させるための特定の規制措置に関する勧告
 - (i) 勧告された規制措置が大気の質、造船所の状態及び国際海運その他関連する部門に及ぼす潜在的影響に関する利用可能な研究の成果の概要並びに適当な代替的防汚方法の利用可能性
- (2) 包括的な提案には、適当な場合には、(1)(c)の防汚方法における懸念される構成要素の次に掲げる物理的及び化学的特質に関する情報も含める。

融点

沸点

密度(比重)

蒸気圧

水溶性、pH又は解離定数
(pKa)

酸化還元電位

分子量

分子構造

当初の提案において明らかにされたその他の物理的及び化学的特質

- (3)
(1)
(b)の規定の適用上、資料の分類は、次のとおりとする。

- (a) 環境運命及び環境に及ぼす影響に関する資料

分解又は消散の形態（例えば、加水分解、光分解、生物分解）

関連する媒体（例えば、水域、沈殿物、生物相）中の残留性

沈殿物と水との間の分配

殺生物剤又は有効成分の浸出率

物質収支

生物蓄積性、分配係数及びオクタノール／水分配係数

放出の際の新たな反応又は既知の相互作用における新たな反応

- (b) 水生植物、無脊椎動物、魚類、海鳥、海産哺乳動物、絶滅のおそれのある種その他の生物相、水質、

海底又は目標外の生物（敏感又は代表的な生物を含む。）の生息地に対する意図しない影響に関する資料

料

急性毒性

慢性毒性

生殖発生毒性

内分泌かく乱作用

沈殿物毒性

生物学的利用可能性、食物連鎖による蓄積又は生物濃縮

食物網又は個体群に対する影響

野外、魚の死体、漂着物又は組織分析における悪影響の観察

海産食物中の残留物

これらの資料は、目標外の生物（例えば、水生植物、無脊椎動物^{せきつゐ}、魚類、鳥類、哺乳類^ほ、絶滅のおそれのある種）の一又は二以上の種類に関連するものとする。

(c) 人の健康に対する影響の可能性に関する資料（影響を受けた海産食物の消費を含むが、これに限定さ

れない。)

- (4) 包括的な提案には、用いられた方法の詳細、品質保証のためにとられた関連措置及び当該包括的な提案に係る研究について他の専門家が行った検討を含める。

附属書四 防汚方法に関する検査及び証明の要件

第一規則 検査

- (1) 第三条(1)(a)に規定する船舶のうち総トン数が四百トン以上の国際航海に従事するもの（固定され又は浮いているプラットフォーム、浮いている貯蔵施設及び浮いている生産貯蔵・取卸し施設を除く。）は、次に定める検査を受ける。
 - (a) 船舶の就航前又は第二規則若しくは第三規則の規定により要求される国際防汚方法証書（以下「証書」という。）が初めて発給される前に行われる最初の検査
 - (b) 防汚方法が変更され又は取り替えられる場合の検査。この検査を行った場合には、第二規則又は第三規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。
- (2) 検査は、船舶の防汚方法がこの条約に完全に適合することを確保するものとする。
- (3) 主管庁は、(1)の規定が適用されない船舶がこの条約に適合することを確保するため適当な措置をとる。
- (4) この条約の実施に関し、船舶の検査は、機関が作成する検査のための指針（注）を考慮して、主管庁

から正当に権限を与えられた職員により又は第三規則(1)の規定により行われる。これに代えて、主管庁は、この条約によって要求される検査をそのために指名する検査員又は主管庁の認定する団体に委託することができる。

注 指針は、別途作成される。

- (b) 検査を行う検査員を指名し又は団体を認定する主管庁(注)は、指名された検査員又は認定された団体に対し少なくとも次のことを行う権限を与える。

注 機関が決議A七三九(18)において採択した指針(機関により改正される場合には、当該改正を含む。)及び機関が

決議A七八九(19)において採択した基準(機関により改正される場合には、当該改正を含む。)を参照すること。

- (i) 指名された検査員又は認定された団体が検査する船舶に対して附属書一の規定に適合することを要求すること。

- (ii) 締約国である寄港国の当局からの要請に応じて検査を行うこと。

- (c) 主管庁、指名された検査員又は認定された団体は、船舶の防汚方法が第二規則若しくは第三規則の規定により要求される証書の記載事項どおりでないと判断する場合又はこの条約に適合していないと判断

する場合には、船舶を適合させるために是正措置がとられることを速やかに確保する。これらの検査員又は団体は、このような判断を主管庁に通報する。要求された是正措置がとられない場合には、直ちに主管庁に通報するものとし、主管庁は、適当な場合には、証書が発給されないこと又は証書が回収されることを確保する。

(d) (c)に規定する状況において、船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局は速やかに通報を受ける。主管庁、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの主管庁、検査員又は団体に対し、この第一規則に基づく義務（第十一条又は第十二条の規定に基づく措置を含む。）の遂行に必要な援助を与える。

第二規則 国際防汚方法証書の発給又は裏書

(1) 主管庁は、第一規則の規定による検査の完了後同規則の規定が適用される船舶に証書が発給されるようにする。締約国の権限に基づいて発給される証書は、他の締約国によって認容されるものとし、この条約の適用上、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。

(2) 証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し又は裏書をする。いず

れの場合においても、証書については、主管庁が全責任を負う。

- (3) 附属書一の規定により規制される防汚方法であつて、当該防汚方法の規制の効力発生の日よりも前に施用されたものを有する船舶については、主管庁は、規制の効力発生の日の後二年以内に、(2)及びこの(3)の規定に基づいて証書を発給する。この(3)の規定は、船舶が同附属書の規定に適合するために必要とされる事項に影響を及ぼすものではない。

- (4) 証書は、この附属書の付録一に定める様式により作成するものとし、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給した国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

第三規則 他の締約国による国際防汚方法証書の発給又は裏書

- (1) 他の締約国は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この条約に適合していると認めるときは、この条約に基づいて、当該船舶に対し証書を発給するか若しくは証書の発給を認め、又は船舶の証書に裏書をするか若しくは証書の裏書を認める。

- (2) 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

- (3) このようにして発給する証書には、その証書が(1)に規定する主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、主管庁により発給される証書と同一のものともみなされ、同一の効力を有する。
- (4) 証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

第四規則 国際防汚方法証書の効力

- (1) 第二規則又は第三規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- (a) 防汚方法が変更され又は取り替えられる場合であつて、証書にこの条約の規定による裏書がされないとき。
- (b) 船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する締約国が当該船舶がこの条約に適合していると認めただけの場合にのみ、発給される。締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の移転前の旗国である締約国は、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関係検査報告書の写しを主管庁に送付する。
- (2) 締約国は、他の締約国から移転された船舶に対し、新たな検査又は当該船舶の移転前の旗国である締約

国により発給された有効な証書に基づいて、新たな証書を発給することができる。

第五規則 防汚方法に関する宣言書

- (1) 主管庁は、第三条(1)(a)に規定する船舶のうち総トン数が四百トン未満で長さが二十四メートル以上の国際航海に従事するもの（固定され又は浮いているプラットフォーム、浮いている貯蔵施設及び浮いている生産貯蔵・取卸し施設を除く。）について、船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人が署名した宣言書を備えることを要求する。この宣言書には、適当な文書（例えば、塗料の領収書、契約者の送り状）を添付し、又は適当な裏書を含める。
- (2) 宣言書は、この附属書の付録二に定める様式により作成するものとし、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。船舶の旗国である国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

附属書四の付録一 国際防汚方法証書のモデル様式

国際防汚方法証書

(この証書は、防汚方法の記録によって補足される。)

(公の印章)

(国名)

船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約に基づき、.....政府の権限の下に、

(国の名称)

が発給する。

(権限を与えられた者又は団体)

証書が既に発給されている場合には、この証書は、.....日付けの証書に代わる。

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

総トン数

国際海事機関船舶識別番号（注2）

附属書 1 の規定により規制される防汚方法は、この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。 ...

附属書 1 の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、 (日) に

(施設の名称を記入すること。) によって除去されている。

附属書 1 の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、 (日) に

(施設の名称を記入すること。) によってシーラーで覆われている。

附属書 1 の規定により規制される防汚方法は、 (日(注3)) 前にこの船舶に施用されたが、

(日(注4)) 前に除去され又はシーラーで覆われていなければならない。

この証書は、次のことを証明する。

- 1 この船舶が、上記の条約附属書 4 第 1 規則の規定により検査されたこと。

2 検査の結果、この船舶の防汚方法が上記の条約附属書 1 の関係規定に適合していること。

.....
（証書の発給の場所）
.....
において発給した。

（発給の日）
.....
（証書の発給について権限を与えられた職員の名）
.....

この証書の発給に係る検査の完了の日

注 1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注 2 機関が総会議 A.600(15)により採択した「国際海事機関船舶識別番号制度」に従う。

注 3 規制措置の効力発生の日

注 4 第 4 条(2)又は附属書 1 に定めるところによる履行期間の終了の日

防汚方法の記録のモデル様式

防汚方法の記録

この記録は、常に国際防汚方法証書に添付しておく。

船舶の要目

船名

船舶番号又は信号符号

国際海事機関船舶識別番号

施用された防汚方法の細目

防汚方法の種類

防汚方法の施用の日

施用を行った会社及び施設の名称 / 施用を行った場所

防汚方法の製造者の名称

防汚方法の名称及び色

有効成分及びケミカル・アブストラクツ・サービス登録番号（CAS番号）

該当する場合には、シーラーの種類

該当する場合には、施用されたシーラーの名称及び色

シーラーの施用の日

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

において発給した。

（記録の発給の場所）

（発給の日）

（記録の発給について権限を与えられた職員の名）

記録の裏書（注1）

上記の条約附属書4第1規則1Xbの規定により要求される検査により、この船舶が同条約に適合していると認められたことを証明する。

施用された防汚方法の細目

防汚方法の種類

防汚方法の施用の日

施用を行った会社及び施設の名称 / 施用を行った場所

防汚方法の製造者の名称

防汚方法の名称及び色

有効成分及びケミカル・アブストラクツ・サービス登録番号（CAS番号）

該当する場合には、シーラーの種類

該当する場合には、施用されたシーラーの名称及び色

シーラーの施用の日

署名

(記録の発給について権限を与えられた職員の名)

場所

日(注2)

(当局の印章)

注1 記録の裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、記録に添付される。

注2 この裏書に係る検査の完了の日

附属書四の付録一 防汚方法に関する宣言書のモデル様式

防汚方法に関する宣言書

船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約に基づいて作成した。

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

長さ

総トン数

国際海事機関船舶識別番号（該当する場合）

この船舶に用いられた防汚方法が上記の条約附属書 1 の規定に適合していることを宣言する。

.....
(日)

.....
(船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名)

施用された防汚方法の裏書

防汚方法の種類及び施用の日

(日)

(船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名)

防汚方法の種類及び施用の日

(日)

(船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名)

防汚方法の種類及び施用の日

(日)

(船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人の署名)